

企業版ふるさと納税のお願い

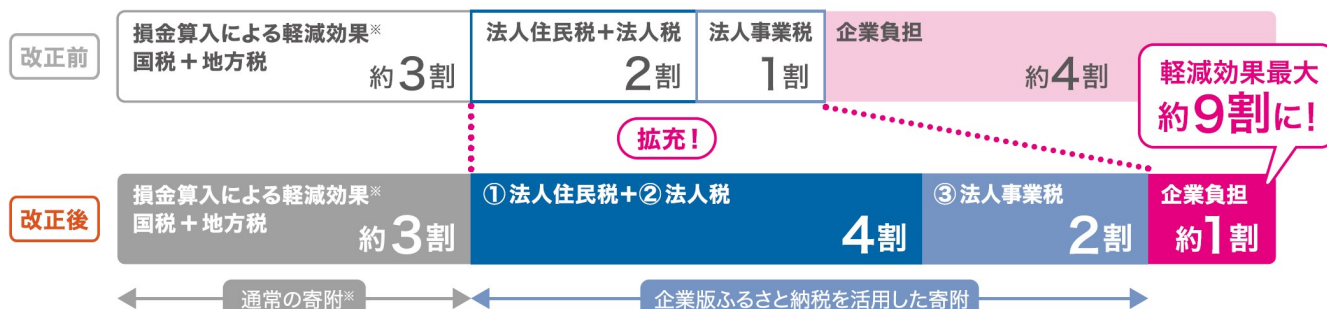
企業版ふるさと納税 (地方創生応援税制)とは

前橋市が行う地方創生の取組に対して寄附いただいた場合、法人関係税を税額控除するものです。税額控除のメリットを受けながら、貴社のお力を前橋市にお貸しいただけませんか。

寄附いただく

メリット 1 税額控除

控除のイメージ図



税目ごとの 特例措置

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

例) 100万円寄附の場合、最大約90万円が控除されます

- ① 損金算入分 3割
- ② 法人住民税・法人税 4割
- ③ 法人事業税 2割

実質的な
企業負担は
1割
となります

寄附いただく

メリット 2 P R 効果

前橋市への寄附をととした社会貢献活動により、企業としてのP R効果が得られます。



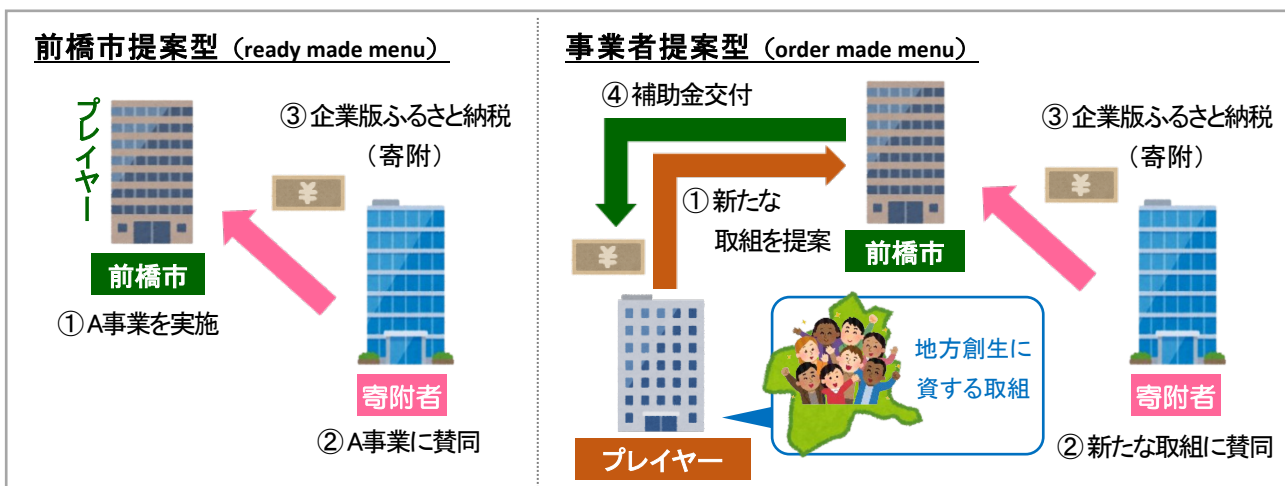
寄附いただいた取組は前橋市のHP等に掲載し、紹介させていただきます。

その他要件

- 寄附額の限度
 - ・ 下限10万円
- 原則、寄附していただいた年度の事業に使わせていただきます。
- その他
 - ・ 寄附企業への経済的な見返りは禁止(見返りとしての補助金など)されています。
 - ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象外です。

前橋市では企業版ふるさと納税を、①前橋市提案型 (ready made menu) と、②事業者提案型 (order made menu) の2パターンで整理しています。詳しくは、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

各提案型の寄附イメージ



前橋市提案型の事業例 (このほかにも、様々な市提案型事業があります)

【赤城公園整備促進事業】



県立赤城公園の活性化に向けて、群馬県との連携により、赤城山の自然環境を保護しつつ魅力向上につながる整備に取り組むものです。

【動物愛護・管理推進事業】



保護した犬猫の健全な飼養環境を整備し、動物との共生社会を推進するため、現在の保健所動物棟を増築します。

【赤城の恵ブランド推進事業】



前橋市独自基準により認証された「赤城の恵ブランド」PRし前橋産農林水産物の地産地消や販路・消費拡大に繋げる事業です。

【こどもフードパントリー事業】



子育て中のひとり親世帯を対象に、食品や日用品を配送し、その後の必要な支援に繋げる事業です。

「人材派遣型」も創設されています

企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、寄附企業の人材を、

▶ 寄附活用事業に従事する**地方公共団体の職員として任用する場合**

▶ **地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものに採用する場合**

に人件費相当額を含む寄附額の最大約9割に税の軽減効果を受けることができます。

詳細は
お問い合わせ
ください

寄附・問い合わせ先

前橋市未来創造部政策推進課政策連携係
〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

電話：027-898-6003 E-Mail：seisaku@city.maebashi.gunma.jp

H P：https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/seisakusuishin/gyomu/2_1/2997.html

詳細は市HPにて
ご確認ください

